

## 2. 品質検査基準

【平成30年4月1日改定】

## 別表第4 品質検査基準

【平成30年4月1日改定】

工種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察または品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力または密度は、設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物または付属設備等の性能は、設計図書と対比して適切か。		
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は、設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力または締固密度は、設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主にすでに採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

### ※備考

- (1) コンクリートの品質及び強度については、別紙「**コンクリート強度及び保水検査基準**」によるものとする。
- (2) 受注者は、品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。
- (3) 品質の規格値は、発注者が定めている施工管理基準の規格値によるものとする。

※国土交通省の土木工事検査技術基準を基に作成、(1)(2)(3)は工事検査課で追記

(別紙)

### コンクリート強度及び保水検査基準

【平成30年4月1日改定】

工種	検査項目	検査方法	検査頻度
・共通の事項	強度	コンクリート構造物については、シュミットハンマーによりその強度を測定する。 1ヶ所当たりの測定は3～5cm間隔で9点以上測定し、この平均値を測定値とする。	
	保水検査	コンクリートの水密性については構造物部材高(厚)の70%程度穿孔又は穿孔残5～10cm程度とし、これが不可能な場合は1.5m以上穿孔してコンクリートの保水程度、漏水の有無等を検査する。 ただし、高さ1.0m以下の場合は、省略することができる。	
・石積(張)工、コンクリートブロック積(張)工等	抜き取り検査	控長、形状寸法及び胴込・裏込コンクリートの品質、厚さ、充填程度の状況を検査する。	必要と認める場合は検査する。
	保水検査	天端又は法面より深さ1.5m以上(2.0m以下の構造物の場合は70%程度)穿孔してコンクリートの保水程度、漏水の有無等について検査する。	必要と認める場合は検査する。
・コンクリート擁壁工(現場打) ・護岸工 ・突堤上部工(場所打コンクリート工) ・防波堤工(上部コンクリート) ・岸壁工等	強度	共通の事項に準ずる。	施工延長100m以下の場合は1ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。
	保水検査	共通の事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
・ケーソン工	強度	共通の事項に準ずる。	1. 全個数について検査する。 2. 各側面及び天端を検査する。
・セルラー工 ・L型ブロック工 ・方塊ブロック工(ブロック積式の方塊ブロックに限る)	強度	共通の事項に準ずる。	2個に1個の割合で検査する。
	保水検査	共通の事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。

工種	検査項目	検査方法	検査頻度
・砂防コンクリート堰堤 本體工 側壁工 水叩工 垂直壁工	強 度	共通的事項に準ずる。 水叩工は試験成績表等で確認する。ただし、必要と認められた場合は、コア等により試験を実施させる。	保水検査に準ずる。 コアを採取する場合は、3個以上とする。
	保水検査	堰堤の天端を深さ2.0m程度穿孔して保水検査を行いコンクリートの水密性及び漏水の有無等について確認する。	水通し天端1ヶ所以上、袖天端は片側1ヶ所以上穿孔して検査する。
・床固工 ・帯工等	強 度	共通的事項に準ずる。	左右岸の各部をそれぞれ1ヶ所以上検査する。
	保水検査	共通的事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
・堰 ・頭首工	強 度	共通的事項に準ずる。	各部及び左右岸の各部をそれぞれ2ヶ所以上検査する。
	保水検査	共通的事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
・コンクリートダム工 本體 水叩 副ダム 導流壁 監査廊 洪水吐	強 度	施工管理記録等による。 共通的事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
	保水検査	共通的事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
・樋門、樋管工 ・現場打カルバート工 ・サイフォン(現場打)	強 度	共通的事項に準ずる。	1. 樋門については本體部、呑口部、吐口部につきそれぞれ2ヶ所以上検査する。 2. 函渠、開渠については同種構造物毎に2ヶ所以上検査する。
・コンクリートブロック工(異形ブロック・魚礁) ・方塊ブロック(ブロック積式の方塊ブロックを除く)	強 度	共通的事項に準ずる。	50個に1個の割合で検査する。
	保水検査	共通的事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
・橋梁下部工	強 度	共通的事項に準ずる。	1基当たり2ヶ所以上検査する。
	保水検査	共通的事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
・橋梁上部工	強 度	共通的事項に準ずる。	1径間当たり2ヶ所以上検査する。
・橋梁桁製作工	強 度	施工管理記録等による。	
・トンネル工	強 度	共通的事項に準ずる。	1. 施工延長100m以下の場合には1ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。 2. 坑門工2ヶ所以上検査する。

工 種	検査項目	検査方法	検査頻度
・現場打水路工	強 度	共通的事項に準ずる。	施工延長100m以下の場合は1ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。
	保水検査	共通的事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
・その他の構造物	強 度	共通的事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
	保水検査	共通的事項に準ずる。	必要と認める場合は検査する。
・現場打吹付法砕工	強 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準強度:「土木工事標準(18N/mm<sup>2</sup>) 積算基準書」による</li> <li>・配合試験:「のり砕工の設計・施工指針」による</li> <li>・品質管理:「県土整備部共通仕様書」による</li> </ul> 《検査者は強度に係る品質管理データ等により、現場における強度を確認する》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現場吹付法砕工に伴う強度等の運用」の改訂について(H8.1.29) →廃止する(H21.6.1以降)</li> </ul>	必要と認める場合は検査する。